

火山災害対策編

第1節 火山災害に強いまちづくり

第1 基本方針

茅野市は、地域の特性に配慮しつつ、火山災害に強いまちづくりを行う。県内及び近隣には10の活火山があり、比較的、茅野市に近いのは横岳である。距離的にも、爆発・噴火によって甚大な被害を被る危険性は少ないが、その規模によっては、降灰程度の被害が考えられるため、常に万全の注意を払い、災害発生時には迅速かつ的確な応急対策をとる必要がある。

第2 計画

茅野市は、防災の第一次責任を有する基礎的地方公共団体として、火山噴火等にかかわる災害から市の地域、市民並びに一般観光客の生命、身体、財産を保護するため関係機関の協力を得て火山災害対策活動を実施する。特に近年の住宅環境の変化やライフライン等への依存の増大により、災害の及ぼす影響も多様化しており、災害に強いまちづくりが必要となっている。

(1) 火山災害に強いまちの形成

ア 必要に応じ、警戒避難対策の推進、市民等への情報提供等を効果的に行うため、火山災害にも考慮した防災マップ等の整備を推進する。

イ 道路情報ネットワークシステム等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を図る。

(2) 火山災害に対する建築物等の安全性

不特定多数の者が利用する建築物等については、火山災害に対する安全性の確保についても配慮する。

(3) ライフライン施設等の機能の確保

上水道等の施設の火山災害に対する安全の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

(4) 降灰対策

火山噴火に伴う降灰が火山周辺地域の市民の生活等に及ぼす支障を軽減することに努める。

(5) 災害応急対策等への備え

災害が発生した場合の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員、市民個々の防災力の向上を図るとともに、人的ネットワークの構築を図る。

第2節 災害発生直前対策

第1 基本方針

火山災害の発生の恐れがある場合に、円滑な災害応急対策が実施できるよう、あらかじめ市民に対する、情報伝達体制、避難誘導体制を整備しておく必要がある。

第2 計画

1 市民に対する噴火警報・予報等の伝達体制の整備

(ア) 噴火警報・予報、火山の状況に関する解説情報及び火山活動解説資料の伝達経路については、別紙1のとおりであるが、市は、県及び気象台、周辺市町村、関係機関との連携をとりながら、火山活動に異常が生じた場合には、情報伝達活動が円滑に行えるよう体制の整備を図るものとする。

(イ) 別紙1(1)の伝達経路により、噴火警報・予報及び火山の状況に関する解説情報の通報を受けた時は、必要により住民等に対する広報活動を行うものとする。

2 避難誘導体制の整備

市は、火山噴火等により、住民の生命、身体等に危険が生じるおそれのある場合に、迅速かつ円滑に避難誘導活動が行えるよう、あらかじめ避難計画を作成しておく。

(避難計画については風水害対策編第2章第1節に準ずる。)

(ア) 噴火警報・予報

噴火警報：気象業務法第13条の規定により、気象庁地震火山部火山監視・情報センターが、居住地域や火口周辺に重大な影響を及ぼす噴火の発生が予想される場合に、予想される影響範囲を付した名称で発表する。なお、活動火山対策特別措置法第21条第1項に規定される火山現象に関する情報は、噴火警報として取り扱う。

噴火予報：気象業務法第13条の規定により、気象庁地震火山部火山監視・情報センターが、火山活動が静穏（平常）な状態が予想される場合に発表する。また、噴火警報の解除は、噴火予報で発表する。

噴火警報及び噴火予報の発表基準等（横岳）

予報及び警報の名称	略称	発表基準	警戒事項等
噴火警報（居住地域） 又は 噴火警報（山麓）	噴火警報	居住地域又は山麓に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まってきていると予想される場合	居住地域嚴重警戒 又は 山麓嚴重警戒
噴火警報 （火口周辺）	火口周辺 警報	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合	入山規制
		火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合	火口周辺規制
噴火予報	—	火山活動が静穏な状態が予想される場合	平常

(イ) 火山の状況に関する解説情報

火山災害対策編 第2節 災害発生直前対策

火山性地震の回数など火山活動の状況を知らせる場合に発表する。

(ウ) 火山活動解説資料

防災活動の利用に適合するよう火山観測の成果、統計及び調査の成果等を編集した資料で定期的に、または必要に応じ作成し発表する。

火山活動解説資料の伝達系統図は、別紙1(2)のとおり。

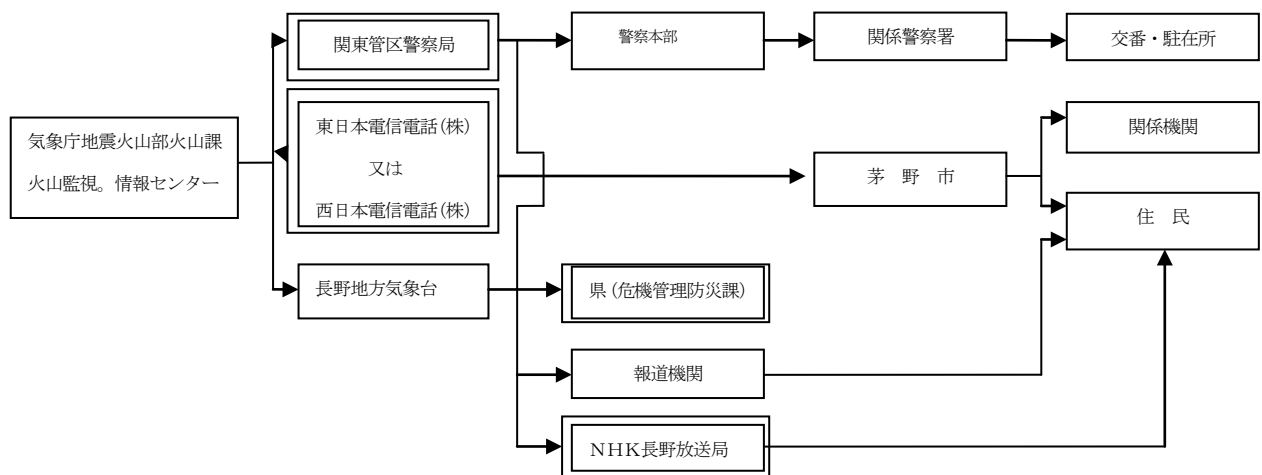
3 異常現象の通報

市民は、噴煙や噴石、鳴動や降灰など火山に関する異常を発見した場合は、ただちに市長又は警察官に通報するものとする。市長等は、市民から災害発生のおそれのある異常現象の通報を受けた時は、その旨を速やかに関係機関に伝達するものとする。

異常現象の通報系統図は、別紙2のとおり。

別紙1 噴火警報・予報等の通報伝達系統

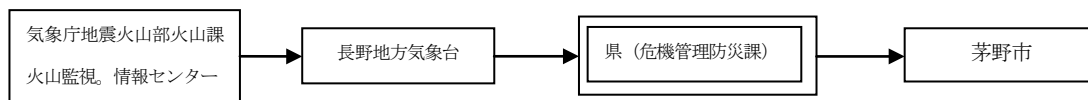
(1) 噴火警報・予報、火山の状況に関する解説情報の伝達系統図



注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第7条第1項の規定に基づく法定通知機関。

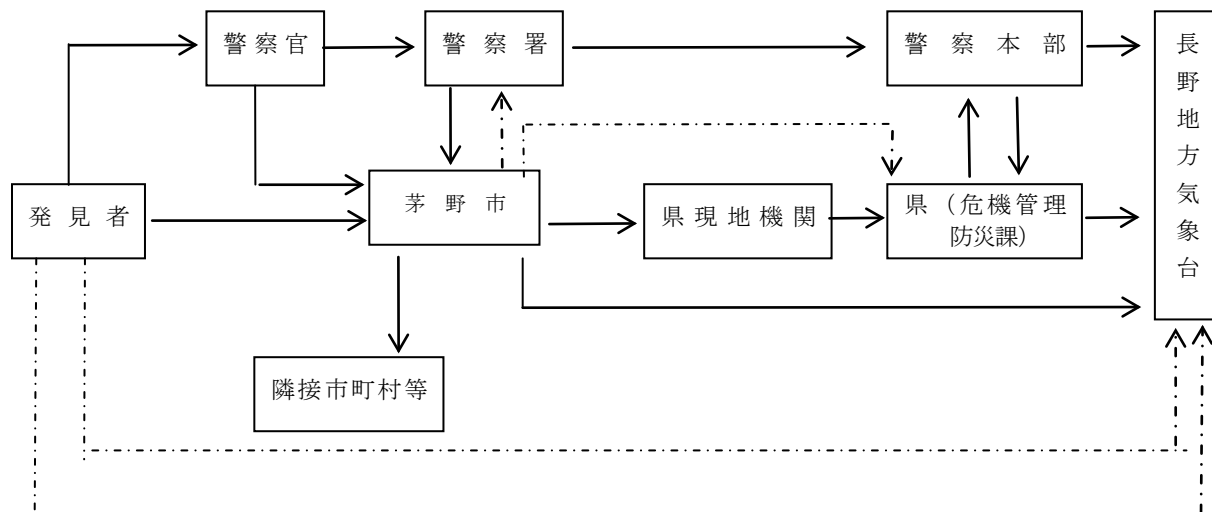
*東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社の関係市町村への伝達は、「噴火警報・予報」に限る。

(2) 火山活動解説資料の伝達系統図



(注1) 「関係機関」とは、各市町村地域防災計画に定める、市町村の機関(現地機関、消防団、小中学校など)及び防災上関連のある機関をいう。

別紙2 異常現象の通報系統図



(- - - - - は副系統を示す)

第3節 災害応急対策

第1 基本方針

火山災害が発生した場合は、市民の生命・身体の保護又は被害の拡大防止のため、災害応急対策活動を実施する。

第2 計画の内容

火山災害が発生した場合における災害応急対策活動は、風水害対策編第3章に準ずる。

第4節 災害復旧計画

第1 基本方針

被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指すため、復旧・復興の基本方向を決定し、その推進に当たり必要な場合は、他の地方公共団体の支援を要請する。

第2 活動の内容

風水害対策編第4章に準ずる。